

土砂災害のおそれのある区域からの住宅の移転を支援します!!

～令和8年度広島市がけ地近接等危険住宅移転補助事業のご案内～

1. 目 的

本市では、がけ崩れや土石流などの土砂災害から市民の安全を守るため、土砂災害特別警戒区域などに建っている住宅の移転費用の一部を補助します。

本補助制度に基づき、土砂災害のおそれのある区域からの移転を支援し、災害に強いまちづくりを進めます。

2. 補助の内容

この補助制度は、土砂災害のおそれのある区域に建っている住宅から安全な場所の住宅へ移転するため、既存住宅の除却費や**移転先住宅の建設、購入及び改修費の借入金利子相当額**を補助するもので、補助対象住宅及び補助額などは次のとおりです。

(1) 補助対象住宅

市内の次のアからウの区域のいずれかにあり、区域に指定される前から建てられている住宅（既存不適格住宅）、またはアからオの区域のいずれかにある住宅のうち、建築後の地震、台風等により広島市が避難指示、避難勧告等を行ったもの。ただし、避難指示、避難勧告等については、当該勧告又は指示が公示された日から六月を経過しているもの。

ア 災害危険区域（広島県建築基準法施行条例第3条（急傾斜地崩壊危険区域と同一区域）

※本市のホームページ「地図情報（ひろしま地図ナビ）」で確認できます。

（ホームページアドレス <http://www2.wagamachi-guide.com/hiroshimacity/>）

イ がけ認定適用区域（広島県建築基準法施行条例第4条の2）

※住宅周辺のがけの形状を確認していただく必要があります。

ウ 土砂災害特別警戒区域（土砂災害防止法第9条）

※広島県のホームページ「土砂災害ポータルひろしま」で確認できます。

（ホームページアドレス <http://www.sabo.pref.hiroshima.lg.jp/>）

エ ウの区域に指定される見込みのある区域（土砂災害防止法第4条）

※土砂災害防止法第4条第1項に定められた基礎調査を完了しているもの。

オ 土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所及び浸水被害防止区域等

※「土砂災害ポータルひろしま」で確認できます。詳細は、別途お問い合わせください。

(2) 補助額等

区 分	補助対象費用の内容	補助限度額（1戸当たり）	
補助対象住宅の除却等費	危険住宅の除却等に要する費用	除却に要する費用	算定式により算出した除却工事費を限度とする。ただし、200万円を超える場合は、200万円を限度とする。
		その他除却等に要する費用	97万5千円
移転先住宅の建設、購入及び改修費（借入金利子相当額）	移転先住宅の建設、購入及び改修をするために金融機関等から借入れた場合に、その 借入金の利子（年利率8.5%を限度とする。）に相当する額	一般地域	421万円 〔・建物：325万円 ・土地：96万円〕
		特殊土地地帯等	731万8千円 〔・建物：465万円 ・土地：206万円 ・敷地造成：60万8千円〕

※算定式：木造の場合3万3千円×延べ面積、非木造の場合4万7千円×延べ面積

注1 既存住宅の除却等のみでも制度の活用は可能ですが、空き家の場合は対象外となります。

注2 特殊土地地帯等は、広島市では、「特殊土地地帯（東区の一部、西区の一部、安佐南区、安佐北区、安芸区、佐伯区）」及び「保全人家10戸未満の急傾斜地崩壊危険区域」が該当します。

注3 移転先住宅の建設、購入及び改修費（借入金利子相当額）の補助を受ける際は、必ず既存住宅の除却をしなければなりません。

裏面もご覧ください。

3. 申込方法等

(1) 申込期間

令和8年5月15日（金）から令和8年5月29日（金）まで

注1：原則、令和9年2月末日までに事業を完了させる必要があります。

（完了が令和9年3月以降に見込まれる場合は、下記【お問合せ先】へご相談ください。）

注2：申込多数の場合は、抽選となることがあります。

注3：申込みが予定件数に達しない場合は、6月1日（月）から先着順で受け付けます。

(2) 申込方法

令和8年度広島市がけ地近接等危険住宅移転補助事業申込書（以下「申込書」といいます。）に記入のうえ、(3)の申込先へ持参してください。

注1：既存住宅及び移転先住宅、それぞれの位置図を添えてください。

注2：申込書の様式については、広島市ホームページからダウンロードしていただくか、(3)の申込先または各区役所建築課で配布しています。

(3) 申込先

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市 都市整備局 指導部 建築指導課（市役所本庁舎6階）

(4) その他

上記申込期間後（申込多数の場合は抽選後）に、申込先である建築指導課から正式な補助金の交付申請について連絡をします。その後、必要書類を添えて補助金交付申請書を提出していただき、補助金の交付について適正であるかどうかの審査を行い、補助金の交付を決定します。

4. その他

- (1) 申込書の提出に先立って、あらかじめ申込先の建築指導課と協議を行い、補助対象住宅であるかの確認や申請に係る必要事項などについて確認してください。
- (2) 補助金の交付の決定前に、既存住宅の除却や移転先住宅の建設・購入及び改修の契約をしないでください。（先に契約されたものは、補助の対象外となります。）
- (3) 補助対象住宅の除却等や移転先住宅の建設、購入及び改修については、完了した旨を書面で報告する必要があります。
- (4) 「広島市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金」（補助金交付申請書等の様式を含む）、については、市ホームページに掲載しています。次の順にお進みいただきご覧ください。

「広島市総合トップページ」－「事業者向け情報」－「建築・住宅・宅地（事業者）」－
「建築に関する情報」－「建築物の維持管理」－「土砂災害に対する安全確保対策」

【お問合せ先】 広島市 都市整備局 指導部 建築指導課

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

電話 082-504-2288 / FAX 082-504-2529

Eメール kenchiku@city.hiroshima.lg.jp